2026年10月23日

瀬戸市議会議長
髙島　淳 殿

住　所　愛知県名古屋市[redacted]
団体名　愛知県医療介護福祉労働組合連合会
代表名[redacted]
紹介議員　浅井孝美　新井亜由美

安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、医療・介護・障害福祉等報酬のさらなる引き上げを求める請願

【請願趣旨】

政府は、2026年度の診療報酬改定率でプラス3.09%の改定を行い、介護報酬と障害福祉サービス等報酬についてもそれぞれ2.03%と1.84%の引き上げとなる改定を、時期を前倒しして実施しました。このことは、地域医療や介護の崩壊を食い止めようと、私たち医療・介護関係者と地方自治体や議員の方々が国に対して要請を重ねてきたことの反映であると受け止めております。しかし、26春闘における医療・介護・福祉労働者の賃上げは、平均額で5桁に到達したものの、連合（16,400円、5.01%）や全労連（12,386円3.81%）など他産業の水準には及んでおらず、他産業との賃金格差が広がる状況となっています。また、病院の経営状況についても、病院経営動向調査（26年6月調査/WAM　NET）によれば「医業収支」のDI（ディフュージョン・インデックス/改善・悪化の傾向を示す指標）は前回調査（26年3月調査）から10ポイント低下の△38（赤字病院の割合－黒字病院の割合）と赤字傾向が増していることが明らかになっています。医療機関、介護事業所の倒産件数は2年連続で過去最高を更新しており、2026年についても高止まりしている状況です。

医療・介護事業は、人員確保の面でもの危機的な状況となっています。日本医労連が実施した看護職員入退職調査では、約7割の事業所が「人員不足」と回答しており、離職者の増加に加えて採用難も強まっており、現場の人員体制が一層不安定化していることが明らかになっています。

「重要インフラ」である医療や介護施設の危機的な状況を改善するためには、診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬のさらなる引き上げを行い、医療・介護・福祉労働者の大幅賃上げと物価高騰に見合った対策が不可欠です。政府は、2026年度の診療報酬改定にあたっての大臣折衝事項において、「実際の経済・物価の動向が令和8年度診療報酬改定時の見通しから大きく変動し、医療機関の経営状況に支障が生じた場合には、令和9年度予算編成において加減算を含め更なる必要な調整を行う」と約束しており、その実行が不可欠です。

以上の趣旨から、私たちは、政府の責任ですべてのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、次の事項について、地方自治法第99条に基づき国に対する意見書を提出するよう請願します。

【請願事項】

1．国民のいのちとくらしを守り、地域の医療・介護・福祉の提供体制を維持・充実するために必要な財源を確保し、物価高騰・人件費上昇に対応できる報酬水準への引き上げを行うこと。
2．医療・介護・福祉事業所の経営改善と医療・介護・福祉労働者の大幅な処遇改善を確実にすすめるために必要な水準として「10%以上の報酬改善」を実現すること。

以上

瀬戸市議会
受付印
'08.11.13
8瀬議請第　1　号

地域における医療・介護提供体制を守るため、
医療・介護・障害福祉等報酬のさらなる引き上げを求める意見書（案）

政府は、2026年度の診療報酬改定率でプラス3.09%の改定を行い、介護報酬と障害福祉サービス等報酬についてもそれぞれ2.03%と1.84%の引き上げとなる改定を、時期を前倒しして実施しました。このことは、地域医療や介護の崩壊を食い止めようと、私たち医療・介護関係者と地方自治体や議員の方々が国に対して要請を重ねてきたことの反映であると受け止めております。しかし、26春闘における医療・介護・福祉労働者の賃上げは、平均額で5桁に到達したものの、連合（16,400円、5.01%）や全労連（12,386円3.81%）など他産業の水準には及んでおらず、他産業との賃金格差が広がる状況となっています。また、病院の経営状況についても、病院経営動向調査（26年6月調査/WAM　NET）によれば「医業収支」のDI（ディフュージョン・インデックス/改善・悪化の傾向を示す指標）は前回調査（26年3月調査）から10ポイント低下の△38（赤字病院の割合－黒字病院の割合）と赤字傾向が増していることが明らかになっています。医療機関、介護事業所の倒産件数は2年連続で過去最高を更新しており、2026年についても高止まりしている状況です。

医療・介護事業は、人員確保の面でもの危機的な状況となっています。日本医労連が実施した看護職員入退職調査では、約7割の事業所が「人員不足」と回答しており、離職者の増加に加えて採用難も強まっており、現場の人員体制が一層不安定化していることが明らかになっています。

「重要インフラ」である医療や介護施設の危機的な状況を改善するためには、診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬のさらなる引き上げを行い、医療・介護・福祉労働者の大幅賃上げと物価高騰に見合った対策が不可欠です。政府は、2026年度の診療報酬改定にあたっての大臣折衝事項において、「実際の経済・物価の動向が令和8年度診療報酬改定時の見通しから大きく変動し、医療機関の経営状況に支障が生じた場合には、令和9年度予算編成において加減算を含め更なる必要な調整を行う」と約束しており、その実行が不可欠です。

以上の趣旨から、今般政府が実施した26年度の診療報酬改定率と、介護・障害福祉サービス等報酬の期中改定率については不十分であるため、①国民のいのちとくらしを守り、地域の医療・介護・福祉の提供体制を維持・充実するために必要な財源を確保し、物価高騰・人件費上昇に対応できる報酬水準への引き上げを行うこと、②医療・介護・福祉事業所の経営改善と医療・介護労働者の大幅な処遇改善を確実にすすめるために必要な水準として「10%以上の報酬改善」を実現すること、の二点を強く要望する。

以上地方自治法９９条の規定により意見書を提出する。

２０２６年　　月　　日

（提出先）内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

瀬戸市議会議長